

令和 7 年 7 月 28 日

関係者各位

京都府ソフトテニス連盟

審判部長 橋本 康德

ジュニア審判の資格条件の変更について

平素より当連盟の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、ジュニア審判の資格条件につきまして、以下の通り取り扱いを変更いたしますので、お知らせいたします。

これまで京都府ソフトテニス連盟の行事計画および大会要項において、「ジュニア審判の資格条件は『認定される現在で、小学校 4 年生以上・中学生である』」と記載しておりました。

しかしながら、日本ソフトテニス連盟発行のハンドブックを改めて確認したところ、認定される日現在において「小学生」であれば資格があることが判明いたしました。

この誤った記載により、関係の皆様にご迷惑をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

つきましては、令和 7 年 8 月 1 日以降の申請分より、ジュニア審判の資格条件を「小学生」として取り扱い、対応を開始いたします。

今後は、公式資料の確認を一層徹底し、正確な情報の提供に努めてまいります。

何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。